

**新県立高校将来構想
第2次実施計画**

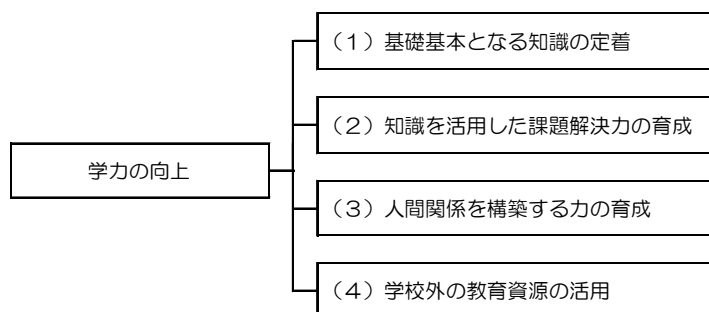
抜粋

**平成25年2月
宮城県教育委員会**

第2章 高校教育改革の取組

1 学力の向上 —学び続けるための基礎力づくり—

【構想の概要】



(1) 基礎基本となる知識の定着

社会で活躍する上で必要となる基礎的・基本的な知識・技能の習得や生徒の希望する進路実現に必要な学力を養うため、習熟度別授業や少人数の授業展開など学習形態の工夫による学習内容の定着率向上、日々の宿題など適切な課題提供による家庭学習習慣の定着等に取り組みます。

項目	内容
①学力状況調査の実施 (高等学校学力向上推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の学力の実態を把握し、学力向上施策につなげることができるよう、全高校2年生を対象に、国語・英語・数学の学力テストを実施するとともに、1年・2年生を対象に家庭学習の実態調査を実施します。
②教科指導力の向上 (高等学校「志教育」推進事業・高等学校学力向上推進事業・進学重点校学力向上事業)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学校において指導方法や教材の選定の改善など授業力の向上に向けた授業研究会を開催するなど、校内研修の充実に努めていきます。 分かりやすい授業づくりに向けた指導・助言を行うために、指導主事や大学教授を高校に派遣し教員の指導力向上や授業の改善に取り組んでいきます。 1年生の早い段階から学習習慣を身に付けさせるよう第1学年主任等の研修会を開催し、校内の指導体制の充実に努めます。 県内各地域に進学重点校を置き生徒の学習意欲の形成や教員の指導力の向上を図るとともに、大学等への進路の達成に向けた取組を進めます。

<p>③ 基礎的・基本的な知識・技能及び学習習慣の定着 (高等学校「志教育」推進事業・高等学校学力向上推進事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての高校において、生徒や地域の実情を踏まえ、学力向上について目標を適切に設定するとともに、授業理解度の向上と、家庭学習時間確保に向けた取組を進めます。 ・ 義務教育段階の学習内容の定着が不十分な生徒に対して、復習を中心とした学校設定科目の設置、習熟度別授業や補習授業などを行うほか、学ぶことの楽しさや達成感を体得するため、実践的・体験的な学習の機会を確保していきます。 ・ 義務教育段階の学習の着実な定着のため、各学校の様々な取組を共有できるよう取組事例集を作成し、授業等において活用します。
--	---

(2) 知識を活用した課題解決力の育成

単なる知識の積み重ねにとどまらず、知識を活用して直面する課題を解決する力を養うため、習得した知識を現実の事象に適用したり、様々な知識を組み合わせて分析・考察する学習活動を展開します。

項目	内容
<p>生徒の思考力、判断力、表現力等を育む授業の実践 (高等学校学力向上推進事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の課題解決能力の向上を図るため、言語活動及び探究型の学習活動を重視した「学習指導資料」を教科ごとに作成し、授業を行います。

(3) 人間関係を構築する力の育成

コミュニケーション能力や良好な人間関係を構築する力、自省的な態度や自尊感情等を育成するため、学校行事や部活動、生徒会活動やホームルーム活動等を通し、生徒の発達の段階に応じた的確な指導を行います。

また、大きな社会問題となっているいじめ問題への取組の徹底を図り、生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにします。

項目	内容
<p>① 人間関係を構築する基礎力の育成 (高等学校「志教育」推進事業・「学ぶ土台づくり」普及啓発事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人として必要なマナー等について生徒が互いに話し合い、考える機会を設けることで、規範意識を身に付け、社会人としての基礎力を育みます。 ・ 高校生を対象とした、親育ちや子育て等についての講話や保育体験等を通して、良好な人間関係の基本となる親子のかかわりの重要性等について意識啓発を行います。

<p>②ホームルーム活動や生徒会活動における話合いの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団の一員として諸問題を自主的・実践的に解決しようとする態度を育成するため、互いの意見を尊重しながら全体としての意見をまとめていく活動をホームルーム活動や生徒会活動に積極的に取り入れます。
<p>③部活動の促進 (運動部活動地域連携促進事業・高等学校文化活動助成事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が連帯しながら目標を達成することの大切さを育み、集団の中での責任感や連帯感、信頼関係を醸成するため、部活動への積極的な取組を促します。 ・ 地域の優れたスポーツ経験者やスポーツ指導者等を「外部指導者」として活用することにより、運動部活動の充実と地域の連携を促進します。 ・ 表現・創作・研究等の創造的活動を支援し、発表や交流の場を提供することにより、生徒の文化部活動への参加を促し豊かな感性の育成に努めます。 ・ 平成29年度に本県で開催される全国高等学校総合文化祭や、南東北3県で開催予定の全国高等学校総合体育大会に向けて、より一層部活動の充実を図ります。
<p>④みやぎアドベンチャープログラム(MAP) ※の積極的な導入 (みやぎアドベンチャープログラム事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒間の信頼関係づくりに努め、生徒が協力し合いながら主体的に問題解決にあたる姿勢を育成するため、MAPを導入したホームルーム活動や体験活動等を実施します。
<p>⑤いじめ問題等への取組強化 (生徒指導対策強化事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別活動や部活動をはじめ、学校教育全体を通じて、コミュニケーション能力や他者を思いやる心等を育成し、いじめを生まない学校づくりに努めます。 ・ 生徒指導を支援するサポーター・アドバイザーを配置するとともに、校種を超えた連携や関係機関や外部の専門家等との連携・協力のネットワークを強化し、組織的・体系的な生徒指導を進め、いじめ問題等の未然防止及び早期発見・早期解決を図ります。

※みやぎアドベンチャープログラム(MAP)とは、仲間と協力して、様々な課題を解決しながら、他人を信頼し思いやる心を育てる体験学習法であるPA(プロジェクト・アドベンチャー)の考え方や手法を取り入れた宮城県独自の教育方法。

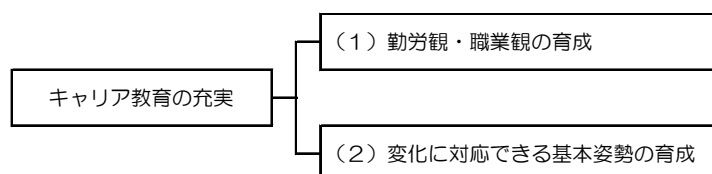
(4) 学校外の教育資源の活用

学ぶ意欲を高め、学習内容と社会の関連を自覚させるために、地域社会や産業界など学校外の教育資源について今後一層の活用を図ります。

項 目	内 容
①大学等高等教育機関の公開講座，出前授業等の活用 (高大連携事業・進学重点校学力向上事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な知識や技能を習得させるため，県内の大学と結んだ高大連携事業に係る協定に基づき大学等高等教育機関の公開講座，出前授業，単位互換制度等を積極的に活用します。
②地域の産業界との連携の推進 (みやぎクラフトマン21事業・産業人材育成重点化モデル事業・ものづくり人材育成確保対策事業・産業人材育成プラットフォーム推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業科を有する高校において，企業OB等の熟練技能者による実践的な授業を行い，ものづくりの技能の向上を図ります。 ・ 地域産業の復興に貢献し，将来の地域を担う人材を育成するため，地域産業界と連携した企業見学会やインターンシップの実施などキャリア教育の充実を図ります。 ・ 地区ごとに，学校，産業界，行政を繋ぐプラットフォームを設置し，産業界等の地域の教育資源の活用を進めていきます。

2 キャリア教育の充実 ―志（こころざし）教育の推進―

【構想の概要】



(1) 勤労観・職業観の育成

自らの在り方・生き方を見定めるとともに、確固とした勤労観、職業観を育てていくため、様々な人生や仕事の在り様に触れる機会を持つキャリア教育を充実します。

項目	内容
①「志教育」の体系的・具体的な実践 (高等学校「志教育」推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生が自ら果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に取り組む姿勢を育むため、各学校において「志教育」の全体計画及び年間指導計画を作成します。 ・ 全学年を通じた「志教育」に体系的に取り組めるよう、地区単位の小・中・高等学校の連携を進めるとともに、高等学校教育課程への「志教育」の位置付けに関する研究に取り組みます。
②在り方・生き方の探究を重視したキャリア教育の実践 (進路達成支援事業・県立高等学校キャリアアドバイザー事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生が自ら学ぶ意欲を高め、興味・関心を持つ学問分野への理解を一層深めるとともに、志をもって高校生活を送ることができるよう大学と連携した取組を進めます。 ・ 勤労や職業に対する意識を高め、社会における自分の在り方・生き方を考えさせる機会を充実させるため、社会人等を活用したワークショップ形式のセミナーを開催します。 ・ 希望する進路の実現に向けて、就職希望生徒に対するガイダンスやセミナー等を開催します。 ・ 県立高校へのキャリアアドバイザーの配置を継続し、キャリア教育や職業教育の充実を図ります。
③就業体験機会の充実 (産業人材育成重点化モデル事業・ものづくり人材育成確保対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実社会と接する機会をより多く与えるため、地域や学校の実態、学科等の特性に応じて、ボランティア活動や職場見学やインターンシップなどを充実していきます。

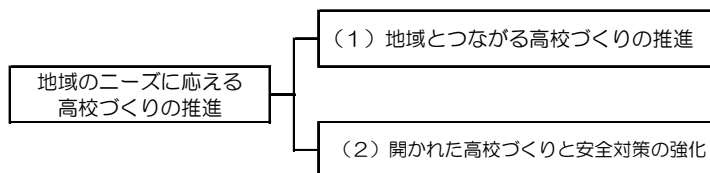
(2) 変化に対応できる基本姿勢の育成

変化の激しい社会の中で、職業人として社会に貢献していくために、生涯を通じて学び続け、知識や技能を常に磨き上げていくなど、社会の変化に対応できる基本的な姿勢等を身に付けさせます。

項 目	内 容
①知識・技能を常に磨き上げていく姿勢の育成 (みやぎクラフトマン21事業・産業人材育成重点化モデル事業)	・ 専門高校において、企業OB等の熟練技能者による実践的な授業を行い、技術の革新等について学ぶ機会をつくります。 ・ 地域の産業界と連携した企業見学会やインターンシップなどを通して、望ましい勤労観・職業観を育み、社会人基礎力や専門教科の基礎基本の習得、資格取得を積極的に行います。
②社会の変化に対応できる力の育成	・ 創造力や変化に対応できる力を育成するため、総合的な学習の時間や特別活動、専門学科における課題研究等において、習得した知識や技能を活用し、地域社会の抱える具体的な課題解決に当たるアントレプレナーシップ教育やプロジェクト学習に取り組みます。

3 地域のニーズに応える高校づくりの推進 ー地域とともに生きる高校づくりー

【構想の概要】



(1) 地域とつながる高校づくりの推進

高校は、所在する地域社会の人材育成の役割を担っており、地域のニーズも踏まえた学校づくりを進めます。なお、地域との連携に当たっては、学校外の教育資源の活用とともに、高校の地域貢献との両面から、さらに幅の広い連携体制を構築します。

項目	内容
①地域と連携した高校づくりの推進 (産業人材育成プラットフォーム推進事業・産業人材育成重点化モデル事業・ものづくり人材育成確保対策事業・「地域復興に係る学校協議会」事業・高等学校「志教育」推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> 各地区単位に、就業体験等の調整などキャリア教育の充実に向けて、行政、学校、産業界をつなぐプラットフォームを設置します。 地域産業の復興に貢献し、将来の地域を担う人材を育成するため、地域産業界と連携した企業見学会やインターンシップの実施などキャリア教育の充実を図ります。 高校が地域との役割分担や連携を強化しながら復興の一翼を担っていくとともに、生徒たちに復興への自覚や希望を持たせるため、地域復興に係る学校協議会を設置し、地域の課題解決に向けた取組に参画します。 地域の復興をテーマにした行事・プロジェクトの企画運営や外部講師を活用した講習会や研修会の実施など、復興を支え、地域コミュニティの発展、地域の活性化に寄与する人材を育成します。
②小・中学校との連携の推進 (実践的英語教育充実支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 指定地区において、高校と中学校が連携して、英語使用機会の大幅な拡充を図る授業実践及び学習到達目標基準(CAN-DOリスト)の作成を行い、その成果と課題を発信することで、県内英語教育の充実を図ります。 スーパー・サイエンス・ハイスクール(SSH)を中心に、県内各地区の連携校と協働する、小・中・高等学校間全体の連携である「みやぎサイエンスネットワーク」を構築し、県全体の理数系探究活動の活性化と理数教育の推進を行います。

<p>③高校による地域貢献活動の推進 (みやぎ県民大学推進事業・高等学校「志教育」推進事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校での公開講座の実施や定時制高校等における開設科目の一般県民の履修など、県民の学習機会の充実に向けた事業等を行います。 ・ 東日本大震災では、避難所指定の有無に関わらず、多くの地域住民等が県立高校にも避難し、県立高校の地域の防災拠点としての役割が改めて確認されたことから、市町村防災担当部署や住民等との連携を強化し、必要に応じて新たに避難所の指定を受ける等、地域の実情に応じた対策を講じます。 ・ 復興に向けたボランティア活動や環境保全活動等を通して、様々な立場の人とかかわりを持つ中で、将来にわたって地域社会を支える自覚と態度を育成します。
--	--

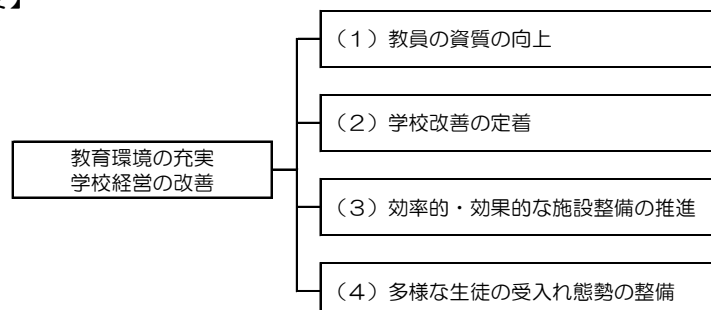
(2) 開かれた高校づくりと安全対策の強化

開かれた学校づくりの推進に当たって、積極的な情報の発信などを通じて、地域や保護者の理解と意向の把握に努め、地域の信頼に添えていきます。また、学校運営について十分な安全対策を講じていきます。

項 目	内 容
<p>①学校からの情報発信の充実による地域との信頼醸成 (みやぎの専門高校展事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の教育方針やカリキュラムなどに加え、生徒の学習状況や進路・進学指導などの状況について、ICT（情報通信技術）等を活用しながら、保護者や地域に積極的な情報提供を行います。 ・ 広く県民の方々に専門高校・専門学科への理解を深めていただくため、専門高校で学んでいる生徒の日頃の学習活動や成果の発表等を行います。
<p>②学校評価事業の推進 (学校評価事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの教育活動、学校運営などについて、自己評価及び学校評議員等による外部評価を実施しながら地域や保護者の意向把握に努めるとともに、その評価結果を公表し、改善につなげていきます。
<p>③オープンキャンパスの開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生や保護者に対して各学校を会場に学校説明会や施設見学などを行い、学校の特色及び教育内容について情報発信します。
<p>④危機管理体制の充実 (ネット被害未然防止対策事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の危機管理マニュアルを適時適切に改訂するとともに、交通安全や災害などへの安全対策の徹底や、不審者対応訓練を行うなど実効性のある体制を整備します。 ・ 学校裏サイトの検索・監視を実施し、問題の未然防止を図るとともに、携帯電話やインターネット等の利用に関する情報モラル育成のための研修や講師派遣等を行います。

4 教育環境の充実・学校経営の改善 —少子化時代における魅力ある教育環境づくり—

【構想の概要】



(1) 教員の資質の向上

教員の資質の向上を図り、教員一人一人の教科指導力、即ち授業力を向上させるため、教育委員会主催による授業力向上に向けた研修会などに加え、日々の教材研究や各学校における校内研修を充実します。

また、社会や時代の変化に対応できるよう、教科外の各種研修等の充実も図ります。

項目	内容
①教職研修の充実 (教職員CUP事業・明日を担う産業人材養成教員派遣研修事業・生徒指導体制強化事業)	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県教員研修マスタープランに基づき、多様化する学校教育課題に対応するための実践力と基盤となる意欲・人間力を育成するための教職研修を実施します。 初任者研修、5年・10年経験者研修等において、模擬授業等を取り入れた研修を導入します。 授業力向上に関する調査研究や県内外の指導資料を総合教育センターに収集・蓄積し、学校・教員がいつでも活用できる体制を整備し、教員の指導力の向上を図ります。 工業科等の教員を一定期間、民間企業に派遣し、専門的・実践的な技能の向上と指導力の強化に取り組みます。 防災教育の充実や防災等に係る対応能力を高めるため、防災教育等の推進的役割を担う人材を育成します。 深刻化するいじめの実態とその対応の在り方等について研修会を開催し、いじめ問題に関する教員の資質の向上を図ります。

<p>②学校における校内研修の充実 (高等学校学力向上推進事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての学校に研究・研修担当者を設置し、校内研究・研修体制を整備します。 ・ 校内研修の充実に向け、指導主事や大学教員等の外部機関による訪問支援の体制を充実します。 ・ 進路指導担当者等を対象とした系統的な校内の進路指導研修を実施します。 ・ 生徒指導や特別支援教育に関する研修を実施します。
--	--

(2) 学校改善の定着

校長のリーダーシップにより社会の変化等に連動した学校改善に速やかに着手できる仕組みを整備するため、学校関係者評価の定着など、学校内外の声を踏まえた学校経営における「改善の循環」を促進します。

項 目	内 容
<p>①学校評議員制度の効果的な運用 (学校評価事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校においては、特性・役割を踏まえて教育目標や成果指標等を定めるとともに、学校評議員制度を活用しながら、適切な進行管理を行います。
<p>②学校におけるPDCAサイクルの定着 (学校評価事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評議員による学校評価の結果を学校運営の改善に生かすための研修会を実施するなど、学校におけるPDCAサイクルを定着させることで、学校現場において課題等の速やかな認識と適切な改善措置を確実にかつ安定的に講じる体制を確立します。

(3) 効率的・効果的な施設整備の推進

各学校における教育活動に支障が生じないよう施設設備の計画的な整備を進めるとともに、生徒数減少による高校再編も視野に入れ、効率的な施設・設備の整備を推進します。

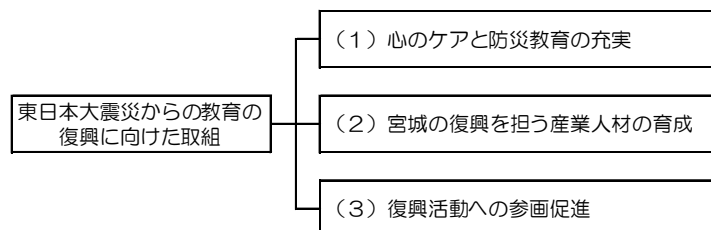
項目	内容
①計画的な施設・設備整備の推進 (校舎改築事業・校舎大規模改造事業・学科転換対応設備整備費・みやぎクラフトマン21事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の教育環境確保のための校舎等改築及び大規模改造を計画的に推進します。 ・技術の進歩に対応した職業系専門学科の実習施設・設備等を整備します。
②生徒数減少に伴う高校再編を踏まえた効率的な施設・設備整備の推進 (再編統合施設整備事業・新增改築等設備整備費・学科転換対応設備整備費)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校再編や学科改編等にあわせて、効率的に施設・設備等を整備します。

(4) 多様な生徒の受入れ態勢の整備

不登校傾向の生徒やコミュニケーション等に問題を抱える生徒あるいは発達障害のある生徒等に対応するため、研修会の実施など校内での受入れ態勢のより一層の整備・充実を図ります。

項目	内容
①教育相談事業の充実 (総合教育相談事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が抱えている不登校、非行等の諸問題の解消を図るため教育相談事業を展開します。
②スクールカウンセラーの配置 (高等学校スクールカウンセラー活用事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校や中途退学、問題行動等に的確に対応するため、生徒・保護者・教員の相談に応じる専門のカウンセラーを配置します。
③特別支援教育コーディネーター研修・校内研修の充実 (特別支援教育地域支援推進事業・特別支援教育研修充実事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な教育ニーズを有する生徒やその保護者に対して適切な支援を行うため、各学校で指定されている特別支援教育コーディネーターの資質向上に向けた研修を実施します。 ・各学校において、発達障害など様々な課題を抱える生徒に的確に対応し得る校内受入れ態勢整備に向けた校内研修会を実施します。

5 東日本大震災からの教育の復興に向けた取組



(1) 心のケアと防災教育の充実

震災による様々な精神的変化等に的確に対応するため、生徒の心のケアに努めます。また、震災の教訓を踏まえ、自ら危険を予測し、回避する能力を高めるとともに、他者の命や暮らしを守る防災教育の充実に努めます。

項目	内容
①心のケアの充実 (総合教育相談事業・高等学校スクールカウンセラー活用事業・みやぎ心の復興支援プログラム推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・震災による心の変化等の諸問題の解消を図るため教育相談事業を展開します。 ・震災後の生徒の心のケア等に的確に対応するため、生徒・保護者・教員の相談に応じる専門のカウンセラーを配置します。 ・震災によるストレスや困難を、絆を深めることによって共に乗り越え、復興に向けて心をひとつにして行動していこうという集団の意志へと高め、心の復興を図ることができるよう、MAP等の手法を取り入れた集団活動を実施します。
②防災教育の充実 (防災主任・防災担当主幹教諭配置事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての高校に防災主任を配置し、学校内では防災教育の年間計画の立案や校内研修等を行うほか、学校外では地域や防災部局等と連携し学校における地域防災推進の連絡調整の役割を担います。 ・どんな災害にも対応できる力と心を育成するため、「みやぎ学校安全基本指針」等で示した、生徒に「必ず身に付けさせたい事項」を、教育活動全体を通して、具体的・実践的に指導します。
③防災に関する専門教育の推進 (防災専門教育推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災から学んだ教訓を将来にわたり語り継ぎ、今後国内外で発生する災害から一人でも多くの命と暮らしを守っていくための人づくりを進めるため、防災に関する専門教育を推進します。

(2) 宮城の復興を担う産業人材の育成

本県の今後の産業構造を見据えながら、復興に必要な地域産業の担い手の育成を強化します。

項目	内容
地域産業の担い手の育成 (産業人材育成重点化モデル事業・ものづくり人材育成確保対策事業)	・ 地域産業の復興に貢献し、将来の地域を担う人材を育成するため、地域産業界と連携した企業見学会やインターンシップの実施などの充実を図ります。

(3) 復興活動への参画促進

生徒が積極的に復興活動に参画するための施策を推進することにより、宮城のみならず我が国の未来を担う人材の育成を図ります。

項目	内容
地域の復興活動への参画 (「地域復興に係る学校協議会」事業・高等学校「志教育」推進事業)	<ul style="list-style-type: none">・ 高校が地域との役割分担や連携を強化しながら復興の一翼を担っていくとともに、生徒たちに復興への自覚や希望を持たせるため、地域復興に係る学校協議会を設置し、地域の課題解決に向けた取組に参画します。・ 地域の復興をテーマにした行事・プロジェクトの企画運営や外部講師を活用した講習会や研修会の実施など、復興を支え、地域コミュニティの発展、地域の活性化に寄与する人材を育成します。・ 復興に向けたボランティア活動や環境保全活動等を通して、様々な立場の人と関わりを持つ中で、将来にわたって地域社会を支える自覚と態度を育成します。

第3章 社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置

1 水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の再建

東日本大震災により、校舎等が被災した水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の3校について、望ましい教育環境の速やかな確保を図る観点から、以下の考え方に基づき再建を進め、防災機能の充実も含め、新しい学校づくりに取り組んでいきます。

(1) 水産高校

水産高校については、平成28年度末完成を目途に現在の校地内で新校舎の建設を進めることとしていますが、さらに魅力ある水産・海洋教育を実践するため、平成26年度から情報科学科を廃止して海洋総合科を4学級とし、これまでの生産・加工に関する学習に加え、生徒の希望に応じて、フードビジネスや調理など流通・販売・消費を含めた水産業の6次産業化に向けた取組について幅広く学習できる体制を整備することにより、魚食文化の復活や水産物の消費拡大に貢献できる人材の育成を目指します。

海洋総合科（水産系）3学級，情報科学科（工業系）1学級



海洋総合科（水産系）4学級（平成26年4月）
*従来からの「航海技術」などに加え、新たに「調理」などから選択履修

(2) 農業高校

農業高校については、名取市内西部での再建を目指し、用地の取得・造成等について関係者との調整を進めた上で、平成29年度末完成を目途に新校舎の建設を進めます。

再建に当たっては、農業各分野の学科を有する県内農業系高校の中心校としての役割を継承しつつ、生産から加工・流通・消費にいたる6次産業化を意識した取組など、新たな視点に立って実践できる農業人を育成するための農業教育を目指します。

(3) 気仙沼向洋高校

気仙沼向洋高校については、気仙沼市内南部での再建を目指し、用地の取得・造成等について関係者との調整を進めた上で、平成29年度末完成を目途に新校舎の建設を進めます。

再建に当たっては、新たな水産業の創造に向けて、地域の教育資源を活用した実践的な取組などを通し、地域のニーズに応じた魅力ある水産教育を目指します。

2 学科編成について

(1) 全日制課程

① 普通科

普通科は、募集定員の約3分の2を占め卒業後の進路は多様な状況にあり、大学等の高等教育機関に接続できる教育の一層の推進と、多様な生徒に対し目的意識を持たせるようなキャリア教育の充実とともに、教育課程の工夫を通して一層の特色化を図っていきます。

項目	具体的な取組
ア) 社会や職業に対する意識・態度の育成	・ 普通科におけるキャリア教育の充実を図るとともに、一部の学校においては、専門教科の導入を進めます。
イ) 生徒の多様な興味・関心等にに応じた教育活動の展開	・ 地域の実情や生徒の学習ニーズを踏まえた上で教育課程を柔軟に編成するとともに、学び直し、学ぶことの楽しさや達成感を体得するため、体験的な学習に積極的に取り組みます。

② 専門学科

専門学科については、社会の変化に対応した学科への転換を進めていくとともに、震災復興計画や生徒・地域のニーズ等を踏まえながら、その配置の在り方の検討を進めます。

項目	具体的な取組
ア) 産業構造の変化に対応した魅力ある学科への改編	・ 今後ますます少子高齢化が進む中、地域を支える人材の育成・確保の観点から、新たに福祉・介護サービス分野を専門的に教育する福祉系学科を新設します。
イ) 複数の専門学科を持つ総合産業高校の設置	・ 産業の高度化・多様化に伴い、農業・工業・商業等の単一の専門分野の知識や技能だけでなく、学際的な知識や技能を併せ持ち、地域の産業振興に貢献できるスペシャリストを養成する複数の専門学科を持つ職業系専門高校を新設します。
ウ) 東日本大震災の教訓を生かした防災専門教育の推進	・ 東日本大震災の教訓を生かし、防災に関する専門教育を推進するため、交通の利便性等を考慮した上で被災の大きかった地域の高校に防災系学科を新設します。
エ) 地域資源を活用した特色ある学科の設置	・ 「観光王国みやぎ」の実現を目指し、ふるさと宮城の再生と更なる発展を担える人材を育成するため、観光系学科を新設します。

③ 総合学科

総合学科については、系列の選択や進路選択に対する指導体制の在り方などの改善に取り組みます。今後、学科の統合化等の検討に当たっては、総合産業高校の設置等の検討と併せ、それぞれの特性を踏まえて検討していきます。

項目	具体的な取組
教育環境の維持・充実に向けた体制整備	・ 一定以上の学級規模・教員数を確保して普通教育及び専門教育に関して多様な教科・科目を開設するとともに、1年次における進路指導及び履修指導を十分に行って進路希望の達成につながる学習を促します。

(2) 定時制課程

定時制課程は、不登校経験者や全日制課程からの転入学者や中途退学者など、様々な入学動機や学習歴を持つ生徒が増えており、こうした生徒の学習ニーズに的確に対応するとともに、2部・多部制の定時制高校の未設置地区への設置についても検討していきます。また、全日制高校における生徒数減少に対応した学校再編や学級減の状況を踏まえ、夜間定時制課程の定員や配置の在り方について検討していきます。

項目	具体的な取組
定時制課程における昼間部・夜間部の配置や学級数の検討	・ 定時制課程の昼間部及び夜間部について、定員の充足状況や生徒の通学圏の状況などを考慮しながら、適正な配置の検討や学級数の見直しを行います。

(3) 通信制課程

通信制課程については、「自学自習」の学習の基本スタイルを生かし、多様化する高校教育のニーズに対応した学習指導や生活指導を実施します。

項目	具体的な取組
ア) 多様な生徒に対応した入学者選抜	・ 県内の公立高校では初めて、従来の3月に行う入学者選抜に加えて、9月に入学者選抜を行います。
イ) 個に応じた学習指導の実践	・ 生徒の学習環境の改善を図るため、地域スクーリング（面接指導）等を実施します。 ・ 個々の学習到達度に応じた学習指導を実践します。

(4) 総合産業高校の新たな設置について

産業の高度化・多様化に伴い、農業・工業・商業等の単一の専門分野の知識や技能だけでなく、学際的な知識や技能を併せ持った人材が求められており、こうしたニーズに対応し、地域の産業振興に貢献できるスペシャリストを養成する新しいコンセプトの職業系専門高校を新たに設置します。

項 目	具体的な取組
総合産業高校の新設	・ 登米地区の高校再編において、複数の職業系専門学科を有する、総合産業高校を新設します。

3 学校配置について

(1) 再編の基本的考え方

地区の中学校卒業生数の減少の見通しに基づき学級減を行うとともに、地域との関わり、機会均等への配慮や学校活力を維持し得る規模、市立・私立高校との協調した取組などの視点に配慮しながら、地域の教育的ニーズを十分踏まえ、計画的に学校再編を進めていきます。また、生徒数が一定の基準に満たない学校については、原則的に統廃合などの対応を進めます。

○各地区の中学校等卒業生数の見通し(中等教育学校を含む。社会増減を考慮したもの。)

卒業年 地区	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年	H25~35 減少数
	高校1年	中学3年	中学2年	中学1年	小学6年	小学5年	小学4年	小学3年	小学2年	小学1年	5歳児	4歳児	
南部地区	1,640	1,612	1,657	1,598	1,590	1,606	1,552	1,464	1,418	1,330	1,337	1,456	△ 184
中部地区	14,037	14,007	14,310	14,200	14,254	14,079	13,912	14,028	13,313	13,237	13,663	13,658	△ 379
大崎地区	1,970	1,939	1,979	1,887	1,989	1,947	1,901	1,832	1,828	1,734	1,757	1,749	△ 221
栗原地区	646	645	598	612	567	597	556	531	502	463	472	492	△ 154
登米地区	834	774	770	760	778	746	740	718	712	622	649	637	△ 197
石巻地区	2,008	1,922	1,853	1,920	1,780	1,839	1,748	1,640	1,563	1,413	1,449	1,474	△ 534
本吉地区	884	884	821	752	721	720	693	622	607	538	516	518	△ 366
全県	22,019	21,783	21,988	21,729	21,679	21,534	21,102	20,835	19,943	19,337	19,843	19,984	△ 2,035
単年度増減		△ 236	205	△ 259	△ 50	△ 145	△ 432	△ 267	△ 892	△ 606	506	141	

※学校基本調査における小中学校在籍者数及び0～5歳児の住民基本台帳人口をもとに、過去6年のうち震災のあった平成23年を除く5年間の社会増減を考慮し算定

○各地区の必要学級数の見通し(公立高校全日制課程)

(注意)地区ごとの学校配置等の検討の参考とするため、試算したものであり、確定したものではありません。

卒業年 地区	H22年	H25年	H30年	H25~30 減少数	H32年	H30~32 減少数
	南部地区	42	41	37	△ 4	35
中部地区	205	200	200	0	197	△ 3
大崎地区	43	43	39	△ 4	38	△ 1
栗原地区	17	16	13	△ 3	12	△ 1
登米地区	18	17	14	△ 3	14	0
石巻地区	48	42	38	△ 4	34	△ 4
本吉地区	20	20	14	△ 6	13	△ 1
全県	393	379	355	△ 24	343	△ 12

※H22年及びH25年は、実績値及び既定の計画値である。

※H22年は、中等教育学校後期課程(4学級)を含む。

(2) 小規模校の対応

1 学年 2 学級規模（80 人）を維持できない学校については、活力ある高校教育の展開や社会資本整備の効率性等の観点から、各地区の実情を踏まえながら、原則的に統廃合などによる再編整備を進めます。

具体的には、次に掲げる基準の要件のいずれかに該当する全日制課程の本校及び分校については、再編整備又は該当することとなる年度の翌年度から新たな生徒の募集を停止します。

① 本校の再編基準

平成 22 年度以降において、2 年間連続して、全学年の在籍生徒数※が、収容定員の 3 分の 2 未満であり、かつ 160 人に満たない場合

② 分校の再編基準

- a 平成 22 年度以降において、2 年間連続して、全学年の在籍生徒数※が、収容定員の 3 分の 2 未満であり、かつ 80 人に満たない場合
- b 平成 22 年度以降において、過去 2 年間連続して、分校所在市町村※の中学校からの入学者数が、当該中学校卒業生数※のうち、4 分の 1 未満である場合

※ 在籍生徒数は、学校基本調査における各年 5 月 1 日現在の数とする。

※ 分校所在市町村とは、平成 21 年 4 月時点の市町村の区域とする。

※ 当該中学校卒業生数とは、当該中学校の卒業生数のうち、高等学校へ進学した生徒数とする。

施設整備概要

1 建築概要

施設名称 (改築前)	現況面積	改築後	内訳
敷地	63,030㎡	63,030㎡	現敷地内に建て替え
校舎	6,339㎡	6,339㎡	16学級
機械室	192㎡	192㎡	
倉庫、書庫等	121㎡	121㎡	
その他	357㎡	357㎡	

2 施設整備費

校舎等整備費	2,835,843千円
解体費	145,260千円
設計・監理・その他	175,336千円
仮設校舎工事費	636,034千円
仮設設計等	18,319千円
合計	3,810,792千円

※ 施設整備費は、施設整備に係る基本設計を実施していないため、平成27年度営繕工事予算単価を基に算出している。

3 維持管理費積算内容

	40年間	単年度	内訳						
人的経費	472,520千円	11,813千円	庁務員 2名 369,149円×16.00ヶ月(期末勤勉手当含む)×2名 ※人事課「職員給与のあらまし」(平成27年4月20日現在)より						
修繕・補修関係経費	1,226,390千円		建築後20年に実施する大規模改造						
			学校名	校舎面積	改造費	単価(千円/㎡)	備考		
			名取北高校	8,111㎡	1,079,540千円	133千円/㎡	仮設校舎分を除く		
			仙台南高校	7,791㎡	1,277,012千円	164千円/㎡			
			貞山高校	3,738㎡	571,326千円	153千円/㎡			
			平均			150千円/㎡			
			既設校舎等環境整備事業(高等学校)		年度	予算額	学校数	単価(千円/校)	備考
			平成25年度	303,535千円	72校	4,216千円/校			
			平成26年度	278,277千円	71校	3,919千円/校			
			平成27年度	344,585千円	69校	4,994千円/校			
平均			4,376千円/校						
大規模修繕積算額		校舎等大規模改造 150千円×7,009㎡ = 1,051,350千円 既設校舎等環境整備 4,376千円×40年 = 175,040千円 合計 1,226,390千円							
運営・管理経費	1,056,000千円	26,400千円	警備、清掃、光熱水費、その他の管理経費						
			学校名	学級数	生徒数	施設面積	管理費総額	千円/人	
			石巻高校	18	673	10,670㎡	27,671千円	41千円/人	
			石巻西高校	15	587	10,011㎡	25,665千円	44千円/人	
			石巻商業高校	15	551	8,788㎡	26,552千円	48千円/人	
			平均					44千円/人	
管理経費積算額		44千円/人×600人=26,400千円							
合計	2,754,910千円								

※ 修繕・補修関係経費は、近年に実施された校舎等大規模改造事業実績額の㎡当たり平均単価及び既設校舎等環境整備事業の1校当たりの平均額から算出している。また、運営・管理経費は、学校規模の類似した石巻地区3校の平成27年度実績より生徒1人当たりの単価を算出し、石巻好文館高校の生徒定員数を乗じ積算している。

県立高等学校改築事業 相対比較表

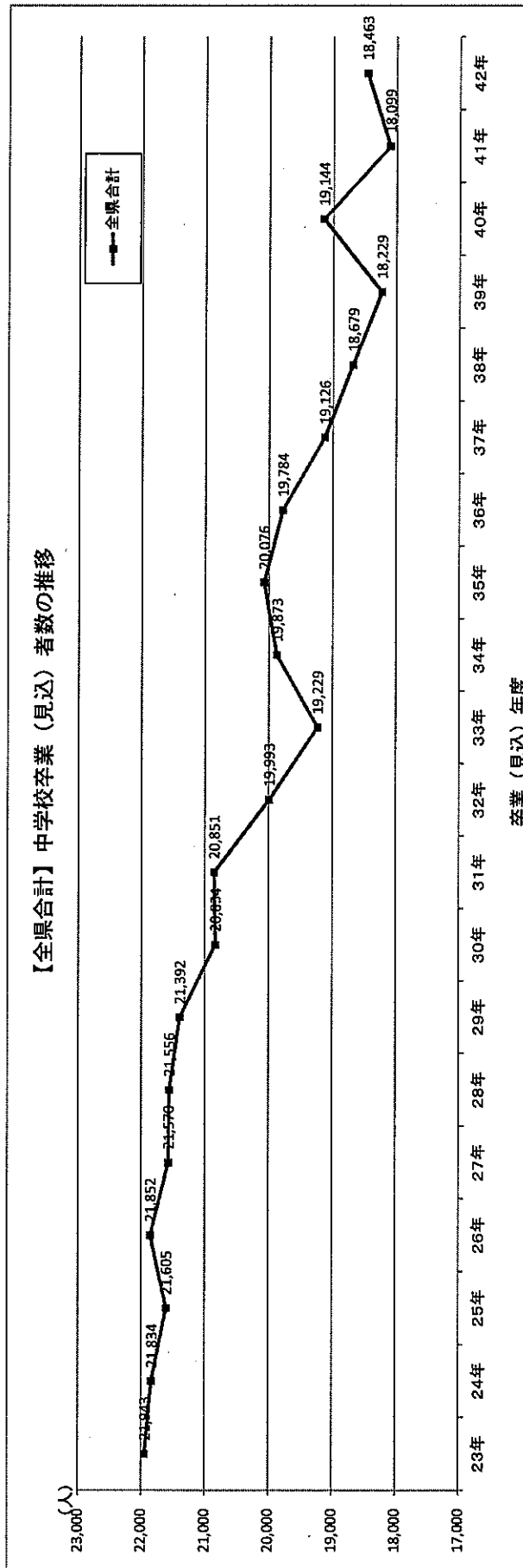
学校名	石巻好文館高校	登米総合産業高校	古川黎明中・高校	白石高校	仙台二華中・高校	仙台第三高校	仙台三桜高校
校舎供用開始年度	平成32年度	平成27年度	平成25年度	平成22年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
生徒数 (定員数×3学年)	600人	720人	960人 (中240人・高720人)	920人	960人 (中240人・高720人)	960人	960人
A 建設費(設計額・税抜)※	2,826百万円 (概算設計)	2,026百万円 (平成25年度設計)	3,121百万円 (平成23年度設計)	2,585百万円 (平成20年度設計)	2,485百万円 (平成20年度設計)	2,210百万円 (平成19年度設計)	1,842百万円 (平成18年度設計)
B 校舎改築面積※	7,009㎡ (現有面積)	7,700㎡	15,072㎡	12,977㎡	11,492㎡	11,999㎡	10,534㎡
1㎡当たり建設費 [A/B]	375千円/㎡	263千円/㎡	207千円/㎡	199千円/㎡	216千円/㎡	184千円/㎡	175千円/㎡
物価上昇率を加味した単価	375千円/㎡	368千円/㎡	312千円/㎡	316千円/㎡	347千円/㎡	—	—

※ 今回の石巻好文館高等学校については、屋内運動場等は改築対象に含まないことから、過去の事業については、校舎棟及びその付属棟に関する金額及び面積のみを記載し、屋内運動場、農業実習棟等に係る金額及び面積は除外している。

地区別中学校卒業（見込）者数の推移（平成23～42年度）

卒業年 地区	(単位：人)																			
	23年 3月卒	24年 3月卒	25年 3月卒	26年 3月卒	27年 3月卒	28年 中3	29年 中2	30年 中1	31年 小6	32年 小5	33年 小4	34年 小3	35年 小2	36年 小1	37年 5歳	38年 4歳	39年 3歳	40年 2歳	41年 1歳	42年 0歳
仙南圏	1,649	1,640	1,616	1,662	1,593	1,589	1,607	1,555	1,510	1,450	1,368	1,402	1,531	1,417	1,293	1,242	1,209	1,270	1,131	1,166
仙台圏	13,829	13,852	13,831	14,153	14,043	14,114	13,906	13,586	13,860	13,180	12,934	13,460	13,475	13,578	13,101	12,880	12,607	13,442	12,850	12,975
大崎圏	2,019	1,970	1,936	1,976	1,876	1,987	1,962	1,914	1,852	1,825	1,735	1,761	1,753	1,653	1,611	1,558	1,562	1,544	1,443	1,508
登米圏	783	834	772	768	754	773	757	745	729	726	644	670	666	645	623	612	602	578	562	530
栗原圏	615	646	647	599	614	568	596	563	557	533	504	520	526	491	452	438	460	453	353	411
石巻圏	2,090	2,008	1,925	1,871	1,932	1,801	1,848	1,777	1,700	1,654	1,491	1,519	1,590	1,430	1,514	1,428	1,377	1,391	1,360	1,416
気仙沼・本吉圏	958	884	878	823	758	724	716	694	643	625	553	541	535	510	532	521	412	466	400	457
全県合計	21,943	21,834	21,605	21,852	21,570	21,556	21,392	20,834	20,851	19,993	19,229	19,873	20,076	19,784	19,126	18,679	18,229	19,144	18,099	18,463

※ 平成23年～27年は実績、平成28年～36年は学校基本調査（平成27年）の各学年の任籍者数、37年以降は宮城県推計人口（年報）の各年毎の出生者数である。（社会的増減を考慮しない）

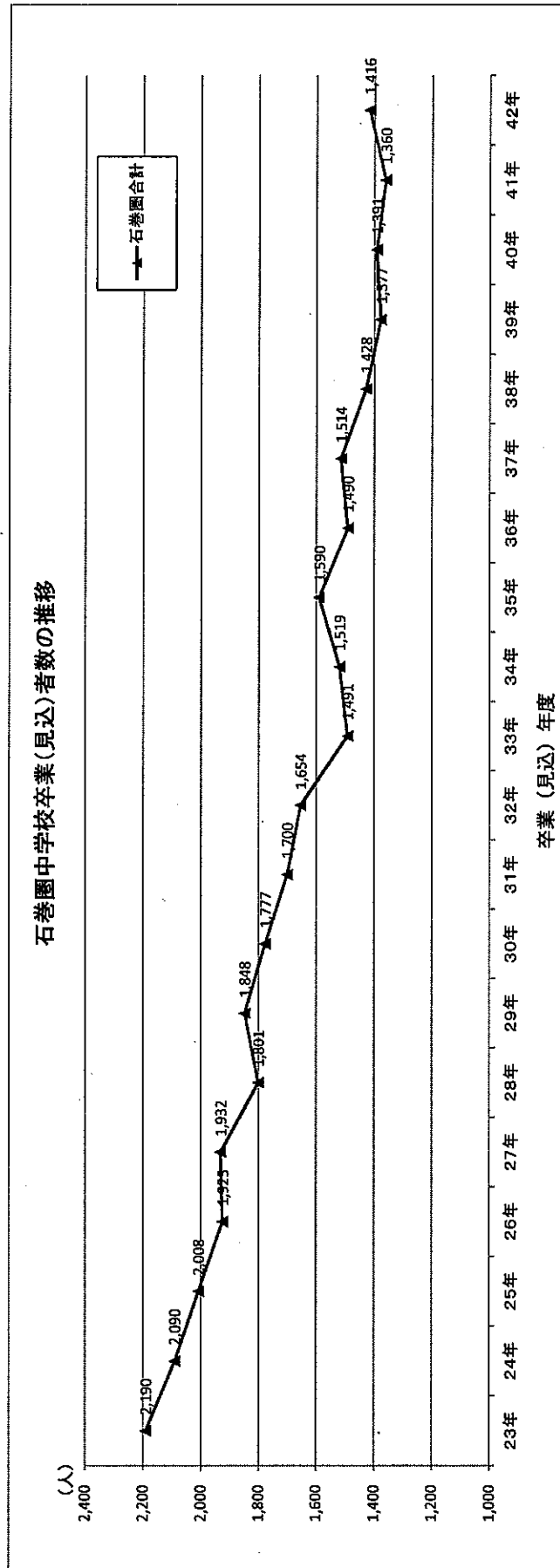


石巻圏中学校卒業（見込）者数の推移〔平成23～42年度〕

(単位：人)

卒業年	23年 3月卒	24年 3月卒	25年 3月卒	26年 3月卒	27年 3月卒	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年
地区						中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
石巻市	1,553	1,570	1,489	1,451	1,425	1,384	1,367	1,330	1,248	1,236	1,105	1,130	1,174	1,132	1,104	1,039	1,013	1,016	1,024	1,033
東松島市	455	426	450	395	435	404	419	401	401	372	355	356	380	323	363	337	327	337	296	342
女川町	82	94	69	79	72	63	62	46	51	46	31	33	36	35	47	52	37	38	40	41
石巻圏合計	2,190	2,090	2,008	1,925	1,932	1,801	1,848	1,777	1,700	1,654	1,491	1,519	1,590	1,490	1,514	1,428	1,377	1,391	1,360	1,416

※ 平成23年～27年は実績、平成28年～36年は学校基本調査（平成27年）の各学年の在籍者数、37年以降は宮城県推計人口（年報）の各年度の出生者数である。（社会的増減を考慮しない）



別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

抜粋

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)		
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇		
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七		
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの			
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四		
		その他のもの	四一		
		旅館用又はホテル用のもの			
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一		
		その他のもの	三九		
		店舗用のもの	三九		
		病院用のもの	三九		
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八		
		公衆浴場用のもの	三一		
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの			
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四		
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一		
		その他のもの			
		倉庫事業の倉庫用のもの			
		冷蔵倉庫用のもの	二一		
		その他のもの	三一		
		その他のもの	三八		
		れんが造、石造又はブロック造のもの		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一
				店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
				飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六				
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四				
公衆浴場用のもの	三〇				
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの					
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気	二二				

	体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)	
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	二〇
	その他のもの	三〇
	その他のもの	三四
金属造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九
	公衆浴場用のもの	二七
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	二〇
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	一九
	その他のもの	二六
	その他のもの	三一
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四
	公衆浴場用のもの	一九
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九
	その他のもの	二四
金属造のもの(骨格材の肉	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二

厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
	公衆浴場用のもの	一五
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四
	その他のもの	一七
	木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの		二二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの		二〇
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの		一七
旅館用、ホテル用又は病院用のもの		一七
公衆浴場用のもの		一二
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの		九
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの		一一
その他のもの		一五
木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五
	公衆浴場用のもの	一一
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
	その他のもの	一四
簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
	掘立造のもの及び仮設のもの	七

宮城県 環境基本計画【概要版】

復興を契機とした
新しいみやぎの環境の創造を目指して

宮城県の環境ポータルサイト「みやぎ環境ウェブ」

県では、みやぎの環境情報を発信するためのホームページとして、「みやぎ環境ウェブ」を公開しています。

このサイトでは、環境に関する県のしごとのほか、環境に関するイベント情報、ニュースなどを掲載しています。

また、環境について勉強できる用語集やクイズ、自然体験施設の紹介をしています。

アドレス <http://www.pref.miyagi.jp/site/kankyo-web/>



宮城県環境生活部 環境政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

TEL 022-211-2663 FAX 022-211-2669

Mail Address kankyo@pref.miyagi.jp



宮城県環境基本計画【概要版】の
作成（紙の資源利用）における一
冊あたりのCO₂排出量は46gです。

© 2014. 07/29更新

復興を契機とした

新しいみやぎの環境の創造を目指して

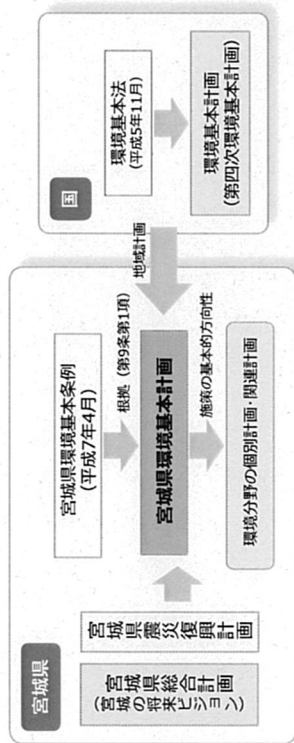
私たちは海、山、川、平野が調和した美しい宮城県から、多くの恵みを受けながら暮らしています。しかし、近年の社会経済活動の飛躍的な発展、資源・エネルギーを大量に消費する生活スタイルへの変化により、生活は便利で豊かになったものの、地球温暖化や廃棄物の増大、大気環境の汚染など、私たちの生活が自然環境に与える影響は大きく、環境を損なうものとなっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、地震の揺れによる被害だけでなく、広範囲にわたる津波の襲来により、県沿岸部を中心として本県の環境は大きな影響を受けました。現在も、東京電力福島第一原子力発電所事故にともない環境中に放出された放射性物質により汚染された廃棄物や、除染にともない発生した土壌の処理が緊急に対処すべき大きな課題となっています。

宮城県環境基本計画は、県の環境における課題の解決と、良好な環境の保全及び創造に関し、平成32年度までの5年間に県が実施する施策の方向性を定める計画です。また、県民、事業者、民間団体及び各市町村など県の環境にかかわるすべての人が、環境について考え、行動する際の指針でもあります。

計画の位置づけ

環境基本計画は、県の行政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン(平成19年3月)」の個別計画であり、国の環境政策上の地域計画であるほか、県民、事業者、民間団体及び各市町村などが、環境に関し考え、行動する際の指針となる計画です。



計画の期間

県では、東日本大震災からの復興のための「宮城県震災復興計画」を策定し、平成32年度を目標として、集中的に復旧・復興事業や県の発展のための新しい取組を進めています。これらにより、一時的に環境への負荷は増え、県の環境や社会状況も大きく変化すると考えられます。

復興事業による環境への影響について配慮し、環境への影響の少ない新しいみやぎづくりを重点的に進めるため、本計画の期間を宮城県震災復興計画の終期と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間としました。

計画が目指す環境の将来像

環境基本計画を進めることにより、以下のような将来像を目指します。

豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

県の環境の課題が解決に向かい、豊かな森や海などの美しい自然が守られ、すべての県民が自然からの恵みを持続的に享受できる、将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指します。

持続可能な社会の実現に向けて地域社会を構成するすべての人が行動する地域社会

県民、事業者、民間団体及び行政などが、日常生活や事業活動による環境への影響を少なくすることは、持続可能な社会の実現のために必要であることを理解し、省エネルギー、省資源、自然環境を守ることに進んで取り組み、行動する地域社会になることを目指します。(※事業者とは利益を得るための事業(仕事)を行う人、会社のことです。)

環境基本計画の体系

東日本大震災からの復興における課題は早急に対処しなくてはなりません。このため、平成32年度までに「復興のための重点的な取組」を進めます。また、環境の将来像を実現するためには、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」が実現し、その基盤となる「安全で良好な生活環境」が確保されることが必要です。この4つを「将来像実現のための政策」の柱として掲げ、体系的に施策を進めます。

復興のための重点的な取組

- 復興を契機とした先進的な地域づくり
- 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進
- 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

将来像を実現するための政策 1 低炭素社会の形成

「低炭素社会」とは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)の排出を低く抑えた社会のことです。

将来像を実現するための政策 2 循環型社会の形成

「循環型社会」とは、廃棄物の排出を抑えるとともに、廃棄物をできるだけ再利用することで、鉱物などの天然資源の消費を減らし、環境への負荷を少なくした社会のことです。

将来像を実現するための政策 3 自然共生社会の形成

「自然共生社会」とは、生物多様性が適切に保たれ、自然と調和した生活や農林水産業を含む社会経済活動が行われる社会のことです。

将来像を実現するための政策 4 安全で良好な生活環境の確保

「安全で良好な生活環境の確保」とは、私たちの健康への影響がない良好な大気・水環境などの生活環境が守られていることで、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を形成するための基盤となるものです。

すべての基盤となる施策

4つの将来像を実現するための政策に共通する基盤的な施策です。

復興のための重点的な取組

東日本大震災では、地震、津波による動物への直接的な影響、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出など、県の環境は大きな影響を受けました。また、復興事業による沿岸部生態系への影響や、土砂採取のための森林の開発の増加、工事に伴う騒音・振動などの生活環境への影響や廃棄物の増大のほか、原発事故由来の放射性物質が付着した廃棄物等への対策が大きな課題となっています。これらは復興のための課題として、特に重点的に取組を進めます。

1 復興を契機とした先進的な地域づくりの推進

東日本大震災の被害が大きかった沿岸地域を中心に、復興事業で新しいまちが整備されます。県では、震災からの復興をきっかけとして、再生可能エネルギー等の利用や災害時の活用、地域の産業振興につながる自立・分散型の地産地消エネルギーを導入した、より先進的なエコタウンの形成など、地域の経済、社会の低炭素化による先進的な地域づくりを進めます。

具体的な施策

再生可能エネルギー等の活用とエネルギー利用の最適化

住宅への高性能な省エネルギー設備、太陽光発電システムや蓄電池等の創・蓄エネルギー設備の設置や、住宅の断熱改修を支援し、エネルギーの自家消費と利用の効率化を図ります。また、市町村が行う公共施設や道路照明などの省エネルギー化を支援します。さらに、地域特性に応じたエコタウン形成の実現可能性調査や、エコタウン形成事業計画の策定を支援し、再生可能エネルギーによる、エネルギーの地産地消システムの形成を目指します。

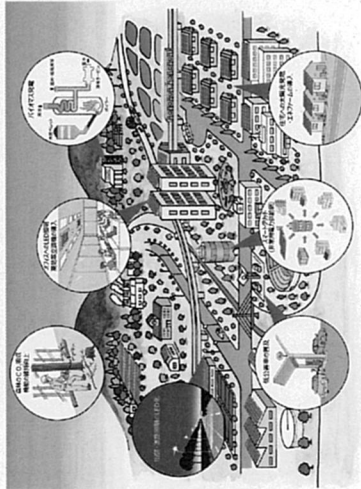
防災に配慮した再生可能エネルギー等の導入

防災拠点・病院等への再生可能エネルギー設備等の導入や、市町が整備する災害公営住宅への太陽光発電の導入など、自立・分散型エネルギーシステムの整備を推進します。また、再生可能エネルギー等を利用した防災体制の強化に努めます。

地域の産業振興につながる再生可能エネルギー等の導入・活用の推進

県内の事業者の実施する、再生可能エネルギー等を利用した環境負荷低減の取組や新製品の開発のほか、省エネ、再エネ設備の導入を支援します。木質バイオマスについては、未利用間伐材の搬出経費や木質燃料を利用するボイラーの導入の支援を行うほか、バイオディーゼルの燃料の製造や導入についても支援します。

さらに、創造的な復興に向けた取組として、水素エネルギーの利用拡大に向けた取組を進め、県北における水素社会先駆けの地を目指します。



2 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進

平成27年現在、沿岸部では津波・高潮対策のため、海岸堤防の整備等の復旧・復興事業が行われています。必要不可欠な事業ですが、地形を大きく変更するため、沿岸から内陸にかけての自然のつながりが分断されることか心配されています。県の内陸部でも、土地の嵩上げに用いる土砂を確保するため森林が切り開かれるなど、地形や環境が変化した場所があります。

また、復旧・復興事業が集中して行われるため、資材などを運搬する車両の通行が増え、建設機械（重機）などの稼働も増加しています。大気汚染や騒音・振動といった生活環境への影響が心配されています。

県が進める施策

防災・復興事業の工事における自然環境への配慮

防災や復旧・開発事業において、各分野の専門家・学識者から助言・指導を受け、地域の生態系、自然環境への影響を予測し、可能な限り環境への影響を低減した工事を行います。また、沿岸部の復旧工事においては、「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」を設置し、自然環境への影響に注意した工事を行っています。

内陸部の森林では、林地開発許可制度（1haを超える開発には知事の許可が必要な制度）により、無秩序な開発を規制します。また、違法な土砂の採取等の未然防止と早期発見のため、市町村と連携したパトロールを強化します。

防災・復興事業における生活環境への配慮

大気汚染や騒音を監視するモニタリング調査を行い、工事車両の増加などによる生活環境への影響を把握します。また、必要に応じて作業現場への立入検査を実施し、法律・条例に基づく騒音・振動の規制値を守るよう指導します。県の事業では、周辺環境に配慮した工事を行うよう、工事業者を指導します。

3 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

東京電力福島第一原子力発電所事故とともに、環境中に多量の放射性物質が放出されました。平成27年度現在、事故直後と比較して県境中の放射線量は減っていますが、放射性物質はまだ残っていることが確認されています。

除染作業によって発生した除染廃棄物と除去土壌は、発生した市町村の責任で処理されることとなりますが、除去土壌については処理の基準がまだ定められていないため、各市町村により仮置場などで保管されています。

また、8,000Bq/kg以下の放射性物質が付着した廃棄物については、通常の一般ごみと同様に、発生した市町村等が処理することになっていますが、処理はあまり進んでおらず、早期に完了することが求められています。

県が進める施策

除染対策の支援

除去土壌の処分については、早期の処分基準制定を国に要望します。また、市町村の除染を進めるため、除染支援チームを派遣し、除染技術に関する指導や助言を行う除染アドバイザーを設置します。

放射性物質の付着した8,000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理の促進

8,000Bq/kg以下の放射性物質が付着した廃棄物は、国の実証実験や他県の事例により、通常の一般ごみと混合して焼却することで、安全な処理ができることが分かっています。このことを踏まえ、早期に処理が完了するよう、市町村等への支援や、安全性に関する県民への情報提供を行います。

将来像を実現するための政策

1

低炭素社会の形成

県は、平成16年度より再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを促進するなどの排出削減対策に取り組んでおり、県の温室効果ガス排出量は平成17年度以降減少していました。

しかし、東日本大震災の影響を受け、県を取り巻く社会的、経済的情勢は大きく変化しており、平成24年度の排出量は増加に転じました。今後も、火力発電所の稼働率の上昇や、震災復興事業の影響から、温室効果ガス排出量は増加すると予想されています。

なお、部門別の排出量を見ると家庭からの温室効果ガス排出量は平成2年から増加傾向にあります。県内の温室効果ガス排出量を削減するためには、県民、事業者、民間団体及び行政が一体となり、社会全体の低炭素化のための取組を進める必要があります。

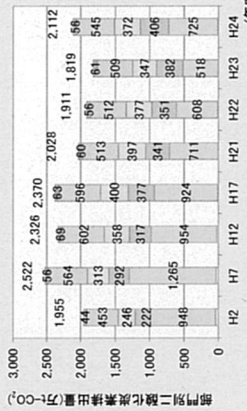


図 部門別二酸化炭素排出量の推移
出典：宮城県ホームページ（温室効果ガス排出状況）

県が進める施策

暮らしや事業活動における低炭素化の推進

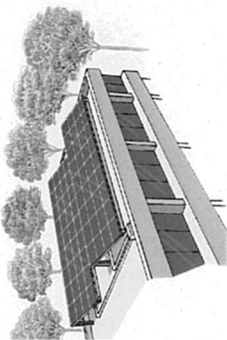
「ダムでつちや温暖化」宮城県民会議など、地球温暖化防止に関する県民運動を広げるほか、住宅や事業所、工場への再生可能エネルギー等の導入、省エネルギー設備の導入や省エネルギー効果のあるリフォームなどの対策を支援します。

地域づくりと運動した再生可能エネルギー等の導入やエコタウン形成の促進

太陽光発電や小水力発電など、地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入や、公共施設等インフラの省エネルギー化により、環境負荷の少ないエコタウンづくりを進めます。また、先進的なエネルギー源である水素エネルギーの普及を進めます。

地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現

再生可能エネルギー等関連産業の創出、育成により、環境と経済が両立した地域社会の形成を目指します。地産地消エネルギーとして、バイオマス等を活用した先駆的な事業や地域づくりを支援します。間伐や森林整備等による、森林による二酸化炭素の吸収・固定能力の維持向上を目指します。



将来像を実現するための政策

2

循環型社会の形成

県は、県民、事業者への3Rの推進をはじめ、循環型社会の形成に向け、市町村の支援や啓発、環境教育などに取り組んでおり、県全体のゴミの排出量は減少傾向にあります。

しかし、東日本大震災以降、ゴミの排出量は増大し、家庭ごみなどの一般廃棄物リサイクル率は低迷しています。特に、紙やプラスチックなどのリサイクルできる資源が、燃えるごみの中に混入していることが増えています。また、震災復興事業にもとめない、産業廃棄物量も増加しています。

ゴミ排出量を削減し、リサイクル率を増加させるため、県全体で3Rの取組を進めて行く必要があります。

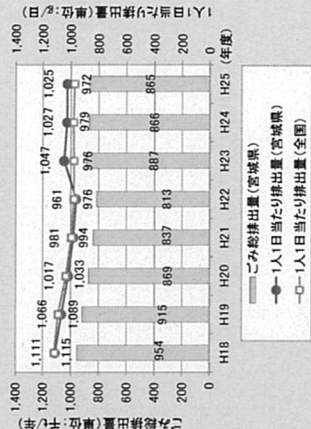


図 ごみ（一般廃棄物排出量）の推移
出典：宮城県環境白書

県が進める施策

県民・事業者・民間団体及び行政など、すべての主体の行動の促進

県民、事業者、民間団体及び行政などが、改めて3Rを意識した行動を実践するための施策を進めます。県民が日々の生活の中で、廃棄物の減量化やリサイクルなど積極的に取組んだ取組を奨励し、ライフスタイルとして定着できるように、環境教育や普及啓発を進めます。

循環型社会を支える基盤の充実

生産・流通・消費・廃棄などの各段階において、廃棄物等の3Rを効果的に促進します。広報誌やホームページなどを活用した情報発信、3Rに関する施設整備の支援、宮城県グリーン製品の認定、リサイクル業者への指導など、県民や事業者、自治体等へ情報の提供や新技術開発への支援等を進めます。

循環資源の3R推進

ごみとして排出されるものの中には、リユースやリサイクルにより有用な資源となるもの（循環資源）が含まれています。循環資源を適正に利用するため、資源の種類ごとに対策を進めます。

廃棄物の適正処理の推進

事業者や産業廃棄物処理業者への指導や不法投棄の監視強化、違反行為者に対する迅速・厳格な対応を進めます。また、東日本大震災によって発生した災害廃棄物の処理の経験を踏まえ、新たに県の災害廃棄物処理計画を策定します。

将来像を実現するための政策

3

自然共生社会の形成

海、山、川、平野が調和する宮城県豊かな自然は、農林水産業をはじめ、私たちに多くの恵みを与えてくれています。

このような多様な自然を守るためには、保全するだけでなく、適切な利用による管理をしていく必要がありますが、近年は産業構造の変化や高齢化により、維持管理されない森林や耕作放棄地が増えています。また、人にイノシシや二ホンジカが増え、農作物への被害が増えています。

豊かな環境を次世代に引き継ぐため、生態系の保全や、適切な維持管理が行える取組を進める必要があります。

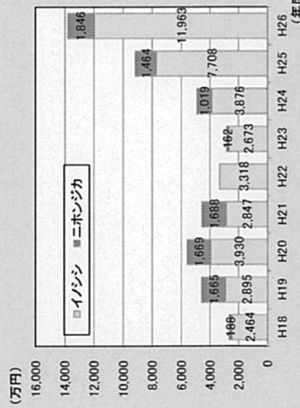


図 イノシシ・ニホンジカによる農業被害額
出典：宮城県ホームページ（農産物当量換算）

県が進める施策

健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

河川、自然公園、里地里山などを適切に管理・整備することで、多様な生物が安定して生息・生育できる環境の保全を進めます。また、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保し、生態系ネットワークの形成を図ります。

生物多様性の保全及び自然環境の再生

希少野生生物をはじめとする在来野生生物の保護・保全対策、人と野生鳥獣の適切な関係を維持するための野生鳥獣の保護管理を行い生物多様性を保全します。また、地域協働を基本とした自然環境の保全、再生の推進に取り組めます。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

行政や県民、民間団体及び専門家等による協働の取組や自然観察会などのイベント開催、環境に配慮した持続可能な農業の支援などの取組を進めます。また自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、市町村、県民、民間団体などと共有するとともに、緊密な連携による協働を図ります。

やすらぎや潤いのある生活空間の創造

公園や街路樹などの身近な緑や、水辺など生活空間の中の潤いのある環境づくりを進めます。また、地域の良好な景観の形成を支援します。



将来像を実現するための政策

4

安全で良好な生活環境の確保

県は、大気や水、土壌環境や、騒音・振動などのモニタリングや、工場・事業場など発生源への対策・規制を行うなど、安全で良好な生活環境の確保に向けた取組を進めてきました。

本県の環境はおおむね良好な状態ですが、大気環境については全県的に光化学オキシダントの環境基準を達成していないこと、水環境については湖沼・海域等での有機性物質による汚濁の環境基準を達成していないなどの課題があります。安全で良好な生活環境を確保するため、これまでの取組を引き続き行い、良好な環境を次世代へ継承していく体制、意識づくりを進める必要があります。

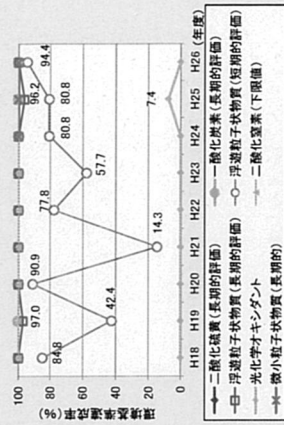


図 大気環境基準達成率（一般局）
出典：宮城県環境庁

県が進める施策

大気環境の保全

発生源対策等を推進します。また、建物の解体時等に飛散のおそれのあるアスベストや工場及び事業場等からの悪臭の発生など、身近な公害についても継続的に監視を行います。

水環境の保全

河川、湖沼、海域など公共用水域の監視を継続するとともに、流入する汚濁負荷を減らし、水質環境基準を達成するため、汚濁物質の発生源対策の徹底等の施策を進めます。

土壌環境及び地盤環境の保全

「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の状況に応じた適切な管理及び処理を指導します。また地盤沈下がみられる地域において、水準測量等の長期監視を継続するほか、地下水の揚水等の規制を徹底します。

地域における静穏な環境の保全

騒音の環境基準の達成及び維持を図ります。また工場及び事業場や建設作業などの騒音・振動の発生源に対し、法令に基づく規制基準が遵守されているか確認します。

化学物質による環境リスクの低減

環境省が行う化学物質の残留調査に参加するほか、ダイオキシン類の測定・公表を行います。また県民、事業者及び行政が化学物質に関する情報を共有し、意思疎通と相互の理解を深める「リスクコミュニケーション」に取り組めます。

環境中の放射線・放射能の監視・測定、知識の普及啓発

市町村の除染対策の支援を行うほか、放射線・放射能を計画的に測定、結果を速やかに公表します。また放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

すべての基盤となる施策

4つの将来像を実現するための政策に共通する、基盤的な施策を推進します。

グリーン行動の促進

- 「宮城県環境教育基本方針」にESD(持続可能な開発のための教育)の視点を導入し、学校や社会における環境教育を進めます。さらに、学校、事業者、民間団体等が行う環境学習・環境保全活動を支援します。
- 県民、事業者が環境配慮行動を実践・継続できるように方策を検討します
- 環境に配慮された製品やサービスを選択する「グリーン購入」の普及を進めます。
- 県の事業についても、公共事業等における環境配慮を推進し、オフィス活動では環境負荷の低減を進めます。



環境の保全に関する協定の締結

開発行為や、大規模な工場などを立地(計画)する事業者に対し、県、市町村との間で、環境の保全・公害発生防止等を目的とする協定を締結します。また、事業者が環境影響のモニタリングや環境配慮事項の進み具合などの報告を求め、周辺環境の保全を図ります。

開発行為における環境配慮

開発行為を進めるためには、土地の利用方法の検討や、周辺環境への影響を最小限にするなどの配慮が必要です。開発を行うおととする土地の生態系への影響や、事業を実施するに当たり生じるおそれのある生活環境及び自然環境への影響を減らすため、事業者に対し、環境配慮を実施するよう指導を行います。

規制措置

各種環境規制法や公害防止条例の確な運用に努めるとともに、科学的知見を踏まえ、必要に応じ、条例の見直しや新たな規制制度の必要性について検討します。

公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

公害に係る苦情が寄せられた際には、現場の状況を確認します。その上で生活環境の保全が図られるよう、原因の究明や発生源への指導を行います。また、不法投棄などの環境犯罪には厳格に対応します。

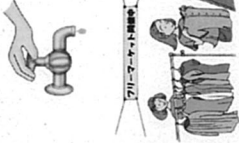
持続可能な社会をつくるため、わたしたち一人一人ができること

現在の環境問題は、私たちの日常生活や経済活動と深く結びついています。宮城県環境基本計画が目指す将来像を実現するためには、県、県民、事業者、民間団体など宮城県に関わるすべての人が、持続可能な社会の実現に向けて、こみやエネルギー消費量を減らした環境負荷の少ない生活や事業活動に切り替え、積極的に環境を守るための取組を進める必要があります。

一人一人が普段の生活の中からできることをいくつか紹介します。

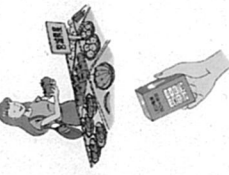
家にいるとき

- 電気はこまめに消し、人のいない場所など不要な照明は消しましょう。
- 水道やシャワーはこまめに閉めましょう。
- 使わない服や家電で、また使えるものはリサイクルショップなどを利用し、地域でリユースしましょう。
- 冷房の設定温度は28℃、暖房の設定温度は20℃程度としましょう。



外出・買い物とき

- マイバッグを持参していらぬしラックは受け取らないようにしましょう。
- なるべく徒歩や自転車、公共交通機関を使うようにしましょう。
- 野菜は旬なものや県内産の露地ものを買いましょう。また、必要な分だけ購入し、捨てる食品を減らしましょう。
- 形やデザインでなく、消費電力、燃費など、ラベルの記載に注意して環境への負荷が少ない商品を選びましょう。



地域での活動で

- 地域の清掃活動や樹林、里地里山の保護などの環境活動に参加しましょう。



住宅を新築・リフォームするとき

- 高断熱化や既備の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入など、家全体で環境負荷の削減を目指しましょう。
- 「優良みやま材」などの県産材を利用しましょう。

